

第 8 回会議での協議部分についての条文（案）

（協働を進める上での原則）

第●条 市民及び執行機関は、協働を進める際には、以下の原則に従うものとします。

（1）補完性の原則

それぞれの役割や責任を明確にし、互いに補完します。

（2）相互理解の原則

互いの立場や特性の違いを理解し、尊重します。

（3）目的・目標共有の原則

目的と目標を共有し、その達成に努めます。

（4）対等性の原則

互いの主体性を認め合い、対等なパートナーとして取り組みます。

（5）公開性の原則

事業の経過や結果等の情報の公開に努め、透明性を確保します。

（6）自主・自立の原則

自主性を持ち、かつ自立して活動に取り組みます。

（協働の取組）

第●条 市民及び執行機関は、市政における政策の形成、執行及び評価を行う場合には、協働により取り組むものとします。

2 協働事業が行われた場合には、その経過、決算、結果等の情報を公表するものとします。

3 協働事業は、事業協力、事業共催などの他、行政から市民への補助及び助成並びに後援及び事業委託など多様な形態があります。